



[労農記者クラブ扱い]

大阪労働局発表  
平成25年12月18日

担 当	労働基準部監督課  電 話 06 (6949) 6490
--------	------------------------------------

## 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

－「過重労働重点監督月間」（9月）及び10月における監督指導件数は435件－

平成25年9月及び10月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として以下の対策を行い、その状況をとりまとめました。

### 第1 過重労働重点監督実施結果

- 1 平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、9月及び10月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に重点監督を実施しました。その結果は次のとおりです。（詳細は別紙1。具体的な事例は別添）

#### 【重点監督実施結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場数： 435 事業場
- (2) 違反状況：362 事業場（全体の83.2%）に何らかの労働基準関係法令違反  
[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - ① 違法な時間外労働があったもの 190 事業場（43.7%）
  - ② 賃金不払残業があったもの 128 事業場（29.4%）
  - ③ 過重労働による健康障害防止措置（※）  
が実施されていなかったもの 14 事業場（3.2%）

※ 労働安全衛生法第18条違反 [労働安全衛生規則第22条（衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。）] を計上している。

### 2 今後の対応

上記1の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。それでもなお、法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します。

今後とも、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、監督指導をしっかりと行っていきます。

## 第2 申告受理・申告監督の実施状況

上記第1の重点監督のほかにも、労働者からの申告（労働基準法第104条等に基づいて労働基準監督署に違反の事実を申し立てるもの）を受け、申告監督を実施しました。（詳細は別紙2）

### 【申告監督実施結果等のポイント】

- (1) 9月、10月の申告受理件数： 606件
- (2) 申告監督実施事業場数： 523事業場
- (3) 違反状況：372事業場（全体の71.1%）に何らかの労働基準関係法令違反  
〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ① 賃金不払残業があったもの   | 88事業場（16.8%）  |
| ② ①以外の賃金不払があったもの | 218事業場（41.7%） |
| ③ 解雇手続に違反があったもの  | 43事業場（8.2%）   |

## 第3 無料電話相談の結果（確報）

平成25年9月1日（日）に実施した若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談の結果は次のとおりです。（詳細は別紙3）

### 【実施結果（確報）のポイント】

【相談件数】 89件

(1) 主な相談内容（複数回答）

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 賃金不払残業    | 55件（61.8%） |
| ② 長時間・過重労働  | 40件（44.9%） |
| ③ パワーハラスメント | 16件（18.0%） |

(2) 賃金不払残業の相談55件のうち、

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 残業手当一切なし  | 19件（34.5%） |
| ② 残業手当の定額払  | 12件（21.8%） |
| ③ 労働時間管理不適切 | 12件（21.8%） |

(3) 賃金不払残業の相談55件のうち、不払いとなっている時間外労働時間は、

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 20から40時間未満 | 15件（27.3%） |
| ② 40から60時間未満 | 13件（23.6%） |
| ③ 100時間以上    | 6件（10.9%）  |

(4) 長時間労働・過重労働の相談40件のうち

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ① 月100時間を超える時間外労働に関する内容  | 13件（32.5%） |
| ② 月80から100時間の時間外労働に関する内容 | 10件（25.0%） |
| ③ 月60から80時間の時間外労働に関する内容  | 8件（20.0%）  |

## 重点監督における指導事例

**事例1：無料電話相談に寄せられた賃金不払残業、パワーハラスメントに関する情報に基づき、監督指導を実施したところ、賃金不払残業が認められた事例**

### 【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

- ① 時間外労働は自己申告による把握であったため、監督署が労働時間に関する記録を調査したところ、一部の労働者について、自己申告された終業時刻以降の時間外労働が月 20 時間程度確認された。
- ② ①の時間外労働については、割増賃金が支払われていないことが確認された。

### 【監督署の指導内容】

②について、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

また、パワーハラスメント対策に関し、リーフレットを配布、対策の必要性を説明し、周知を図った。

**事例2：無料電話相談に寄せられた長時間労働に関する情報に基づき、監督指導を実施したところ、違法な時間外労働、賃金不払残業が認められた事例**

### 【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

- ① 時間外・休日労働に関する労使協定を締結しておらず、繁忙期に最長で月 100 時間を超える時間外労働を行った労働者が認められた。
- ② 賃金台帳を調査したところ、①の労働者に対して、月 30 時間程度分の時間外労働割増賃金が支払われているのみであり、また、深夜労働に対する割増賃金も支払われていないことが確認された。
- ③ 時間外労働を 1 月当たり 100 時間を超えて行かせた労働者について、医師の面接指導等を実施する対象となっていないことが確認された。

### 【監督署の指導内容】

①について、労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告。

②について、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

③について、面接指導等の必要な措置を実施する対象者とするよう努めること、過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外・休日労働を月 45 時間以内とするよう削減に努めることに関し指導。

### 事例3：長時間労働により精神障害を発症し自殺したとする労災請求があった事業場で、その後も、月80時間を超える時間外労働が認められた事例

#### 【概要】

長時間労働により精神障害を発症し自殺したとして労災請求があったことを契機に監督指導を実施したところ、以下の事実を確認した。

- ① 管理監督者扱いしていない者について、時間外労働に関する労使協定の特別条項（月80時間）を超える時間外労働が行われていたこと。
- ② 管理監督者扱いしている者について、月100時間を超える時間外・休日労働を行っている者が多数認められたこと。このうち最長の者は時間外・休日労働が1か月220時間に及んでいたこと。

また、時間外・休日労働を1か月100時間を超えて行わせた労働者について、労働者本人の申し出がないとして、医師の面接指導等を実施していないこと。

#### 【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告。
- ①、②について、時間外・休日労働が1か月100時間超え、2ないし6か月平均80時間超えの労働者について、労働者本人の申し出がなくても、面接指導等の必要な措置の実施に努めるよう指導。

## 重点監督実施件数等

事項 業種	定期監督 実施事業 場数	何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数	違反事項					
			労働時間	賃金不払 残業	その他の賃 金不払	労働条件 明示	就業規則	健康障害 防止対策
製造業	95 (100%)	83 (87.4%)	52 (54.7%)	27 (28.4%)	7 (7.4%)	15 (15.8%)	13 (13.7%)	3 (3.2%)
建設業	12 (100%)	12 (100%)	6 (50.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	5 (41.7%)	4 (33.3%)	0 (0.0%)
運輸交通業	47 (100%)	37 (78.7%)	26 (55.3%)	12 (25.5%)	1 (2.1%)	7 (14.9%)	5 (10.6%)	1 (2.1%)
貨物取扱業	17 (100%)	14 (82.4%)	8 (47.1%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)
農林業	1 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
商業	108 (100%)	92 (85.2%)	39 (36.1%)	25 (23.1%)	8 (7.4%)	24 (22.2%)	24 (22.2%)	7 (6.5%)
金融・広告業	6 (100%)	5 (83.3%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
教育・研究業	22 (100%)	18 (81.8%)	10 (45.5%)	14 (63.6%)	2 (9.1%)	3 (13.6%)	8 (36.4%)	0 (0.0%)
保健衛生業	23 (100%)	20 (87.0%)	4 (17.4%)	8 (34.8%)	4 (17.4%)	5 (21.7%)	6 (26.1%)	0 (0.0%)
接客娯楽業	22 (100%)	20 (90.9%)	10 (45.5%)	7 (31.8%)	1 (4.5%)	6 (27.3%)	6 (27.3%)	0 (0.0%)
清掃・と畜業	8 (100%)	7 (87.5%)	3 (37.5%)	5 (62.5%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
官公署	1 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他の事業	73 (100%)	54 (73.9%)	29 (39.7%)	22 (30.1%)	5 (6.8%)	7 (9.6%)	12 (16.4%)	1 (1.4%)
合計	435 (100%)	362 (83.2%)	190 (43.7%)	128 (29.4%)	36 (8.3%)	76 (17.5%)	83 (19.1%)	14 (3.2%)

## 申告受理・申告監督の実施状況等

事項 業種	申告受理 件数	申告監督 実施事業 場数	何らかの労 働基準関 係法令違 反があつた 事業場数	違反事項			
				労働時間	賃金不払 残業	その他の賃 金不払	解雇
製造業	67	61 (100%)	48 (78.7%)	5 (8.2%)	17 (27.9%)	24 (39.3%)	6 (9.8%)
建設業	61	48 (100%)	37 (77.1%)	4 (8.3%)	5 (10.4%)	28 (58.3%)	3 (6.3%)
運輸交通業	51	42 (100%)	35 (83.3%)	0 (0.0%)	12 (28.6%)	14 (33.3%)	4 (9.5%)
貨物取扱業	7	3 (100%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
商業	123	101 (100%)	75 (74.3%)	2 (2%)	19 (18.8%)	47 (46.5%)	8 (7.9%)
金融・広告業	15	17 (100%)	12 (70.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (52.9%)	0 (0.0%)
映画・演劇業	3	2 (100%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
通信業	2	3 (100%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
教育・研究業	13	10 (100%)	8 (80.0%)	1 (10.0%)	4 (40.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)
保健衛生業	46	44 (100%)	26 (59.1%)	1 (2.3%)	8 (18.2%)	9 (20.5%)	9 (20.5%)
接客娯楽業	92	87 (100%)	64 (73.6%)	2 (2.3%)	10 (11.5%)	45 (51.7%)	6 (6.9%)
清掃・と畜業	23	20 (100%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)
その他の事業	103	85 (100%)	49 (57.6%)	0 (0.0%)	10 (11.8%)	28 (32.9%)	5 (5.9%)
合計	606	523 (100%)	372 (71.1%)	15 (2.9%)	88 (16.8%)	218 (41.7%)	43 (8.2%)

## 無料電話相談の実施結果（確報）

## 1. 大阪の相談件数

相談件数	89 件
------	------

## 2. 相談者の属性

(件)

労働者	労働者の 家族	その他
56 (62.9%)	26 (29.2%)	7 (7.9%)

## 3. 相談の対象となった労働者の年齢

(件)

19才以下	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	不明
1 (1.1%)	20 (22.5%)	26 (29.2%)	11 (12.4%)	10 (11.2%)	5 (5.6%)	16 (18.0%)

## 4. 相談の対象となった労働者の雇用形態

(件)

正社員	期間契約 社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	その他	不明
65 (73.0%)	6 (6.7%)	6 (6.7%)	1 (1.1%)	2 (2.2%)	9 (10.1%)

## 5. 相談の対象となった労働者が勤務する事業場の業種

(件)

製造業	鉱業	建設業	運輸交通 業	貨物取扱 業	農林業	畜産・ 水産業	商業	金融・ 広告業
19 (21.3%)	1 (1.1%)	5 (5.6%)	6 (6.7%)	3 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (20.2%)	4 (4.5%)
映画・ 演劇業	通信業	教育・ 研究業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	官公署	その他の 事業	不明
1 (1.1%)	3 (3.4%)	5 (5.6%)	3 (3.4%)	7 (7.9%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	9 (10.1%)	3 (3.4%)

## 6. 相談の対象となった労働者の勤務する事業場の規模

(件)

10人未満	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	不明
14 (15.7%)	22 (24.7%)	13 (14.6%)	13 (14.6%)	8 (9.0%)	4 (4.5%)	15 (16.9%)

7. 相談内容(複数回答) (件)

長時間 過重労働	賃金不払残業	その他の 賃金不払	休日・休暇	解雇・雇止め		
40 (44.9%)	55 (61.8%)	9 (10.1%)	12 (13.5%)	6 (6.7%)		
最低賃金	その他の労働 条件	パワハラ	セクハラ	その他の職場 いじめ	その他	
1 (1.1%)	9 (10.1%)	16 (18.0%)	1 (1.1%)	6 (6.7%)	12 (13.5%)	

注：( ) 内は、総相談件数 89 件に対する割合

8. 相談内容「長時間・過重労働」のうち、相談者が申し立てた

1 か月の総時間外労働時間 (件)

45 時間以下	45 時間超～ 60 時間以下	60 時間超～ 80 時間以下	80 時間超～ 100 時間以下	100 時間超
2 (5.0%)	7 (17.5%)	8 (20.0%)	10 (25.0%)	13 (32.5%)

注：( ) 内は、「長時間・過重労働」の相談件数 40 件に対する割合

9. 相談内容「賃金不払残業」のうち、相談者が申し立てた賃金不払残業の様態

(件)

残業手当一切なし	残業手当の一部不払			
	残業手当の 一律カット	残業手当の 定額払	労働時間管理 不適切	その他
19 (34.5%)	8 (14.5%)	12 (21.8%)	12 (21.8%)	4 (7.3%)

注：( ) 内は、「賃金不払残業」の相談件数 55 件に対する割合

10. 相談内容「賃金不払残業」のうち、相談者が残業手当の不払いがあるとして

申し立てた時間外労働時間 (1 か月当たり) (件)

20 時間 未満	20 時間以上～ 40 時間未満	40 時間以上～ 60 時間未満	60 時間以上～ 80 時間未満	80 時間以上～ 100 時間未満	100 時間 以上
8 (14.5%)	15 (27.3%)	13 (23.6%)	8 (14.5%)	5 (9.1%)	6 (10.9%)

注：( ) 内は、「賃金不払残業」の相談件数 55 件に対する割合